

## 農林水産省及び環境省における資料収集等の取組について

## 木酢液の検討状況について

### 1 特定防除資材の検討対象とする木酢液の定義・規格等について

木酢液は、原材料や製法により品質がまちまちであり、製法によってはベンツピレン等の有害物質が含まれる可能性があることから、特定防除資材として指定の検討対象となる木酢液については、一定の定義・規格等が必要であると考えられたため、林野庁とも協議の上、以下の要件を満たす木酢液（竹酢液等の木質原料を原材料とするものを含む。以下同じ。）について、指定の可否を判断するための資料を収集している。

#### 原材料

建築資材、家具等の廃材を除く木質原料（木材、竹材、オガ粉、樹皮等）とする。

#### 製造方法

原料を炭化炉又は乾留炉により炭化する際に生じる煙を冷却して得られた液体であって次のいずれかに該当するもの

(a) 蒸留されたもの

(b) 炉の排煙口における温度が 80 ～ 150 の排煙を冷却して得られた液体を 3 ヶ月以上静置し、上層の油分と下層の沈殿部分を除く中間部分を採取して得られたもの

### 2 木酢液の安全性に係る資料の収集・試験の実施状況

木酢液の安全性に係る既存の文献資料はあるが、上記 1 の定義・規格を満たす木酢液についての資料はほとんどないことから、この木酢液を用いた安全性試験（評価指針に規定されている急性経口毒性試験、変異原性試験及び 90 日反復経口毒性試験）を実施しているところであり、水産動植物に対する安全性試験も本年度中に実施予定。

### 3 木酢液の薬効・薬害に係る資料の収集・試験の実施状況

上記 1 の定義・規格を満たす木酢液等の農薬としての効果や農作物への安全性（薬害）に関する資料はほとんどないことから、この木酢液等を用いた薬効・薬害試験を実施しているところ。

### 4 今後のスケジュール

以上に述べた木酢液の薬効や安全性に関する資料については、順調に試験が実施できれば平成 17 年度当初を目途に得られる予定である。これらの試験結果を踏まえて、必要な資料が整ったと判断された場合には、食品安全委員会において食品健康影響評価を受けた後、特定農薬合同会合等で指定の可否等について検討をお願いする予定である。

## 農薬的資材リスク情報収集事業（新規）

## 1 趣旨

輸入野菜の残留農薬問題や無登録農薬の販売・使用問題を契機に、農薬の安全性に対する国民の関心が高まっている中で、植物活力剤、植物保護液、漢方資材等と称する安全性未確認の市販資材が農薬的に使用されている現状がみられる。

こうした農薬的資材の中に化学合成農薬が混入されていた事例があり、農薬を使用しなかったはずの農産物から残留農薬が検出されて食品衛生法違反となるおそれがある。また、農薬取締法の改正により、有害でないことが明らかな農薬については、特定防除資材（特定農薬）として指定されれば登録を要しないこととなったが、指定のためには多くの農薬的資材の評価が必要となっている。

このため、登録を受けていない農薬的資材の安全性等を確認するとともに関連の情報を収集・整理し、その結果を消費者、生産者等に対して分かりやすく情報提供することにより、「食」の安全・安心体制の構築を図ることとする。

## 2 事業内容

## (1) 化学合成農薬の混入確認試験

市場に流通している農薬的資材について、化学合成農薬の混入や有害成分の分析を行う。その結果は消費者、生産者等に対し情報提供するとともに、農薬取締業務に活用する。

## (2) 安全性・薬効確認試験

農薬的資材について、動物実験等を実施することによりその毒性や変異原性など安全性に関する情報を得るほか、作用や薬効の確認等を行う。その結果は消費者、生産者等に対し情報提供するとともに、特定防除資材（特定農薬）の指定に活用する。

## 3 委託先

(財) 残留農薬研究所

## 4 事業実施期間

平成16年度～平成18年度

## 5 平成16年度概算決定額

158(0)百万円

[担当課：消費・安全局農産安全管理課]

## 特定農薬環境安全性調査について

### 1. 目的

無登録農薬使用問題を契機として平成14年度に農薬取締法が大幅に改正され、農薬の使用規制が強化される一方で、農家が使用している防除資材のうち、「原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」(特定農薬)については農薬登録を不要とする制度が新設された。

その後、特定農薬の指定に係る評価を行う農業資材審議会特定農薬小委員会及び中央環境審議会農薬専門委員会合同会合において「指定に当たっては薬効、安全性のデータに基づき客観的かつ統一的な評価をすべき」とされた。

本事業は、この考え方にに基づき作成される特定農薬の指定のための評価指針に沿って合同会合が評価を進めていく際に必要なデータ等の収集・作成、精査を行うものである。

### 2. 事業の概要

#### (1) 文献調査

特定農薬候補資材について安全性等の観点からの評価に必要な既存データを収集する。

#### (2) 実証試験の実施

文献調査において信頼に足るデータがない場合等に実証試験を行う。

#### (3) 検討会の実施

調査の実施方法、文献調査・実証試験結果の信頼性等について検討を行う。

### 3. 今後の進め方

農薬的資材リスク情報収集事業(農林水産省)において、特定農薬の評価のために検討対象となる資材について、魚毒性試験等を実施する。

# 《特定農薬環境安全性調査》

無登録農薬問題(平成14年)

農薬取締法改正(平成15年3月施行)

## 特定農薬制度新設

特定農薬とは...「原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」

これまでの取り組み 農林水産省に寄せられた約2900件の情報をもとに約740種類の資材について農業資材審議会及び中央環境審議会の合同会合で検討。指定されたのは **重曹** **食酢** **圃場周辺の天敵**の3種である。

現在の問題点

現時点では安全性・薬効両面でデータが少なく、多くの資材について判断が保留されている。保留されている資材の中には安全性を懸念されているものもあり、環境保全の観点からも正確なデータを整備し、そのデータに基づき早急に候補資材の科学的な評価が必要。  
(両審議会からも両省で信頼出来るデータを収集・作成すべきとの指摘)

### 《今後の対応》

農林水産省と連携して特定農薬の指定に際して、候補資材の安全性評価に必要なデータの収集・作成を行う。



## 農林水産省

農薬としての薬効及び  
散布者への危害の有無に  
係るデータ収集・作成

### 合同会合後...

農林水産省大臣及び環境大臣が農業資材審議会に諮問  
農業資材審議会が農林水産大臣及び環境大臣へ答申  
告示改正

合同会合  
(候補資材の評価)

## 環境省

《特定農薬環境安全性調査事業》

文献調査

実証実験

水産動植物への危害の有無等  
に係るデータ収集・作成

検討会の実施

データの精査

特定農薬の指定